

図書館NAVI

このコーナーでは、市立図書館の情報を取り上げてお知らせします。

問合せ 市立図書館
☎984・1889 FAX983・5500

図書館へ行く！

PART9

「図書館の新型コロナウイルス感染症予防対策」

多くの方が集まる図書館では、さまざまな感染防止対策を取っています。

スタッフの健康管理

スタッフは毎日健康確認を行い、手洗い、うがい、マスクの着用を徹底しています。

飛沫防止パネルの設置

カウンター、読書室、社会人席、パソコン室には飛沫防止のクリアパネルを設置しています。

ソーシャルディスタンスの表示

カウンター、ソファ、各座席にはソーシャルディスタンスの表示を設置しています。

館内や返却された資料の消毒

館内の消毒も定期的に行っています。また、返却された本は、すべて手作業で消毒しています。



図書除菌機の設置

市立図書館と視聴覚ライブラリー図書室に紫外線で図書を除菌し、本に風を当ててごみやおいを取る図書除菌機を設置しています。複数冊まとめて消毒でき、どなたでも自由にご利用いただけます。

約30秒で本がきれいになります！



このように図書館ではさまざまな感染拡大防止策を取っていますので、みなさんもご来館の際はマスクを着用し、必要最低限の人数でご来館ください。

皆さまのご利用をお待ちしています。

毎月図書館の情報を発信中！

新刊情報やおすすすめ図書を紹介する「図書館だより」は市内の図書館かインターネットでご覧いただけます。

吉川市 図書館だより

検索

市立図書館のイベントは18ページの公共施設からのお知らせに載っています。

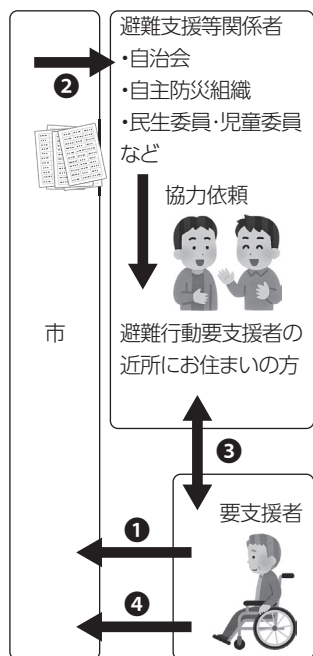


あなたと大切な人の命を守るために

このコーナーでは減災についての取り組みや災害に関する情報をお伝えします。

問合せ：危機管理課
☎982・9471 FAX981・5392

避難支援の流れ



- 1 避難行動要支援者名簿の登録申請
- 2 名簿の作成と提供
- 3 個別計画の作成
- 4 個別計画の届出

近年、日本各地において地震や水害などの災害が発生し、多くの方が犠牲になっていきます。東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者が約6割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍を上回るといわれています。

国の対応

国は、平成25年に災害対策基本法を改正し、避難時に支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿を活用した実効性のある避難支援ができるように、市町村に名簿の作成を義務付けました。また、本人の同意を得て、平常時から自治会や民生委員・児童委員などに個人情報を提供することができるようになりました。

市による支援体制(公助) 市は、国の法改正を受けて令和元年度に吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画を策定しました。名簿の対象者は、自力での避難が困難な方のみとし、現在、約670名の方が登録されています。この名簿をより実効性のあるものとするためには、地域での避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の作成が必要です。それに向けて令和2年度には、自治会などの避難支援等関係者向けに避難支援の手引きを策定しました。

地域による支援体制(共助)

災害発生時に避難行動要支援者の方を支援できるのは、近所にお住まいの地域の皆さんです。日頃から避難行動要支援者を支援する体制づくりのご協力をお願いします。